

質問回答書(6月29日掲載)

創造都市推進局 産業経済部  
農林水産課

【施設名 高松市食肉センター】

No.	質問項目	質問内容	回答
1	指定管理1年目における急激な物価高騰時の予算補填制度の有無について	<p>募集要項およびスライド制度運用の手引きにおいて、指定管理1年目は公募申請時に直近の賃金・物価上昇を見込んで予算を積算することとされており、スライド制度は適用外(対象外)と定義されています。</p> <p>しかしながら、年度内に想定を遥かに超える急激な物価高騰が発生し、当該年度の管理運営予算に著しい不足(大幅な赤字)が生じた場合、高松市と指定管理者とが別途協議を行い、不足した指定管理料を当該年度内に追加支給(補填)するような制度や仕組みは存在するのでしょうか。それとも存在しない(原則として追加の予算支出は行われず指定管理者の負担となる)のでしょうか。その適用の有無について明確な判定をご教示ください。</p>	<p>本制度上、当該年度に追加支給(補填)の考えはありませんが、協議の場は設けてまいりたいと考えております。</p>
2	指定期間2年目以降における想定以上の物価高騰時の対策について	<p>指定期間2年目以降については「賃金・物価スライド制度」が導入され、指標の変動が一定水準(±1%)を超える場合に改定が行われる仕組みとなっています。</p> <p>しかし、スライド制度(±1%を超える部分の増減)を適用したとしても、それを大幅に上回る想定外の急激な物価高騰が年度内に生じ、1年目と同様に大幅な予算不足(赤字)に陥るリスクが懸念されます。このように社会情勢の急激な変化に伴い収支が大きく計画から乖離した場合の具体的な救済措置、あるいは別途協議による調整・補填などの対策は存在するのでしょうか。</p> <p>手引き7ページの「6 スライド制度の適用(4)その他」にある「収支実績が大きく計画から乖離する見通しとなった場合の協議」規定に基づき、実質的な指定管理料の追加などの財政的支援・対応策が講じられる可能性があるのか、具体的な運用の方向性についてご教示ください。</p>	<p>手引き7ページ「6 スライド制度の適用 (4)その他」の主旨としては、災害等の不測の事態による当初収支計画との大幅な乖離が発生した場合を想定したものとなっています。</p> <p>したがって、当該項目が直ちに急激な賃金・物価高騰に対し補填することを確認するものではありませんが、御質問の具体的な運用の方向性としては、本市の公共施設全体の状況や、国、県、他都市の状況などを踏まえ、総合的に判断していくものと考えております。</p>